

この発注標準は、工事規模・内容に応じた適切且つ円滑な建設工事の発注を行うため、別表に掲げる工事種別について格付基準等定めたものである。

1. 格付基準

(1) 業者格付は次の基準を用い行うものとし、工事種別ごとに別表で定めるものとする。

① 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 3 条で規定する建設業の許可

② 地域要件

ア 管内業者 志摩広域消防組合管内に本店を有する業者

イ 準管内業者 管内に支店又は営業所等を有する業者で、その支店又は営業所等に契約締結権限が委任されている業者

③ 法第 27 条の 27 で規定する経営規模等評価における『経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書』に記載された建設工事の種類別の総合評定値

※ 志摩広域消防組合を構成する市又は町の基準を準用する。

④ 1 級技術者、2 級技術者、その他技術者の数

技術者区分表の各工種において、◎（1 級技術者）○（2 級技術者）△（その他技術者）を付された資格を有する者。

ただし、1 人の技術者が 2 以上の資格を有する場合は上位の資格のみをもって格付けする。

〔例〕 a 技術者が【一級建設機械施工技士】【二級土木施工管理技士（土木）】を有している場合、土木一式工事においては、「1 級技術者 1 名」として取扱い、「1 級技術者 1 名・2 級技術者 1 名」としては取扱わない。また、石工事においては、「2 級技術者 1 名」として取扱う。

⑤ その他別表において工事種別ごとに定めた事項

2. その他

(1) 国県補助およびこれに準ずる事業、その他特別な事業等、発注標準により難しい場合については、その都度入札審査会（志摩広域消防組合入札審査会規程（平成 22 年訓令第 1 号）で規定する入札審査会。以下同じ。）にて入札方法、発注基準等を検討することができる。

(2) 次に該当する場合にあつては、当該発注標準によらず発注することができる。

① 志摩広域消防組合を構成する市又は町と協議のうえ、発注する場合

② 発注済みの建設工事との関連がある場合

③ 災害復旧工事を施工する場合

④ 特許等これに類する特別の権利を要する場合

- ⑤ 許認可事項等の条件として指示がある場合
 - ⑥ 小規模修繕工事等や緊急を要するなど特別な理由がある場合
 - ⑦ 事業内容および工事の特殊性等により必要と認めた場合
- (3) 別表で規定する工事種別における格付どおりに発注する場合は、入札審査会の審査を要しない。

別 表

【土木一式工事】

競争入札資格者名簿【土木一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 管内業者 1級技術者 2名以上 総合評定値 800点以上	2,500万円以上	条件付一般競争 入札(事前審査) (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争 入札(事後審査) (500万円以上 1億5,000万円未満)
B	管内業者 1級技術者 1名以上 その他技術者 1名以上 総合評定値 650点以上	500万円以上 3,000万円未満	条件付一般競争 入札(事後審査) (500万円以上 1億5,000万円未満)
			指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
C	管内業者 2級技術者 1名以上 総合評定値 500点以上	200万円以上 1,500万円未満	指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万円未満)
D	管内業者で上記以外の者	300万円未満	随意契約 (130万円未満)

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【建築一式工事】

競争入札資格者名簿【建築一式】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	特定建設業の許可を有する者 管内業者 1級技術者 2名以上 総合評定値 750点以上	2,500万円以上	条件付一般競争 入札(事前審査) (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争 入札(事後審査) (500万円以上 1億5,000万円未満)
B	管内業者 2級技術者 1名以上 総合評定値 600点以上	500万円以上 3,000万円未満	条件付一般競争 入札(事後審査) (500万円以上 1億5,000万円未満)
			指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
C	管内業者 2級技術者 1名以上 総合評定値 500点以上	200万円以上 1,500万円未満	指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万円未満)
D	管内業者で上記以外の者	300万円未満	随意契約 (130万円未満)

※ 予定価格1億5,000万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【電気工事】

競争入札資格者名簿【電気】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者	2,500万円未満	条件付一般競争入札（事前審査） (5,000万円以上)
			条件付一般競争入札（事後審査） (500万円以上 5,000万円未満)
			指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万未満)

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

※ 予定価格 5,000 万円以上は、志摩広域消防組合特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 25 年志摩広域消防組合訓令第 5 号）により共同企業体による発注が想定されるため、入札方式は条件付一般競争入札（事前審査）を基本とする。

【管工事】

競争入札資格者名簿【管】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者 総合評定値 600 点以上	300万円以上	条件付一般競争入札（事前審査） (5,000万円以上)
			条件付一般競争入札（事後審査） (500万円以上 5,000万円未満)
B	管内業者	500万円未満	指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万未満)

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

※ 予定価格 5,000 万円以上は、摩広域消防組合特定建設工事共同企業体取扱要綱（平成 25 年志摩広域消防組合訓令第 5 号）により共同企業体による発注が想定されるため、入札方式は条件付一般競争入札（事前審査）を基本とする。

【下水道宅内配管工事】

下水道宅内配管工事（官庁工事）の発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者 競争入札資格者名簿【管】に登録する者 下水道排水設備指定工事店に登録する者	500万円未満	条件付一般競争入札（事前審査） (5,000万円以上)
			条件付一般競争入札（事後審査） (500万円以上 5,000万円未満)
			指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万未満)

※ 予定価格 500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【舗装工事】

競争入札資格者名簿【舗装】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者又は準市内業者 総合評定値 600 点以上	300万円以上	条件付一般競争入札（事前審査） (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争入札（事後審査） (500万円以上 1億5,000万円未満)
B	管内業者又は準市内業者	500万円未満	指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万未満)

※ 予定価格 3,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【造園工事】

競争入札資格者名簿【造園】に登録された者の格付基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者 総合評定値 600 点以上	300万円以上	条件付一般競争入札（事前審査） (1億5,000万円以上)
			条件付一般競争入札（事後審査） (500万円以上 1億5,000万円未満)
B	管内業者	500万円未満	指名競争入札 (130万円以上 500万円未満)
			随意契約 (130万未満)

※ 予定価格 2,500 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、水道工事に参加希望をした者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者 総合評定値（土木一式） 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市又は町指定給水装置工事業者 市又は町内の修理工事当番制に加入している者	2,500 万円以上	条件付一般競争 入札（事前審査） （1 億 5,000 万円以上）
			条件付一般競争 入札（事後審査） （500 万円以上 1 億 5,000 万円未満）
B	管内業者 総合評定値（土木一式） 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市又は町指定給水装置工事業者 市又は町内の修理工事当番制に加入している者	1,000 万円以上 3,000 万円未満	条件付一般競争 入札（事後審査） （500 万円以上 1 億 5,000 万円未満）
			指名競争入札 （130 万円以上 500 万円未満）
C	管内業者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 市又は町指定給水装置工事業者 市又は町内の修理工事当番制に加入している者	1,500 万円未満	指名競争入札 （130 万円以上 500 万円未満）
			随意契約 （130 万未満）

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

【下水道工事】

競争入札資格者名簿に登録された者のうち、下水道工事に参加希望した者の格付け基準および発注方法等については次のとおりとする。

格付	格付基準	予定価格	入札方式 (予定価格)
A	管内業者 総合評定値（土木一式） 800 点以上 1 級土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 3 年以上	2,500 万円以上	条件付一般競争 入札（事前審査） （1 億 5,000 万円以上）
			条件付一般競争 入札（事後審査） （500 万円以上 1 億 5,000 万円未満）
B	管内業者 総合評定値（土木一式） 600 点以上 土木施工管理技士 2 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 1 年以上	1,000 万円以上 3,000 万円未満	条件付一般競争 入札（事後審査） （500 万円以上 1 億 5,000 万円未満）
			指名競争入札 （130 万円以上 500 万円未満）
C	管内業者で上記以外の者 土木施工管理技士 1 名以上 管工事施工管理技士 1 名以上 下水道法施行令第 15 条第 1 項に 規定する資格者 1 名以上 下水道管路工事実績 1 年以上	1,500 万円未満	指名競争入札 （130 万円以上 500 万円未満）
			随意契約 （130 万未満）

※ 予定価格 1 億 5,000 万円以上は、発注条件等についてその都度入札審査会に諮るものとし、工事規模・内容等に応じ、上記格付基準によらず発注することができる。

技術者区分表(2/2)

<<技術者等級>>【◎:1級技術者】【○:2級技術者】【△:その他技術者】

根拠法令	有資格 コード	資格	工種																											
			土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
	171	建築大工(1級)			○																									
	271	建築大工(2級)※			△																									
	172	左官(1級)				○																								
	272	左官(2級)※				△																								
	173	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(1級)					○																							
	273	とび・とび工・型枠施工・コンクリート圧送施工(2級)※					△																							
	166	ウエルポイント施工(1級)					○																							
	266	ウエルポイント施工(2級)※					△																							
	174	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(1級)									○																			
	274	冷凍空調和機器施工・空調和設備配管(2級)※									△																			
	175	給排水衛生設備配管(1級)									○																			
	275	給排水衛生設備配管(2級)※									△																			
	176	配管・配管工(1級)									○																			
	276	配管・配管工(2級)※									△																			
	177	タイル張り・タイル張り工(1級)										○																		
	277	タイル張り・タイル張り工(2級)※										△																		
	178	築炉・築炉工(1級)・れんが積み										○																		
	278	築炉・築炉工(2級)※										△																		
	179	ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工						○				○																		
	279	ブロック建築・ブロック建築工(2級)※						△				△																		
	180	石工・石材施工・石積み(1級)						○																						
	280	石工・石材施工・石積み(2級)※						△																						
	181	鉄工・鉄罐(1級)										○																		
	281	鉄工・鉄罐(2級)※										△																		
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工(1級)											○																	
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工(2級)※											△																	
	183	工場板金(1級)																○												
	283	工場板金(2級)※																△												
	184	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級)							○									○												
	284	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(2級)※							△									△												
	185	板金・板金工・打出し板金(1級)																○												
	285	板金・板金工・打出し板金(2級)※																△												
	186	かわらぶき・スレート施工(1級)							○																					
	286	かわらぶき・スレート施工(2級)※							△																					
	187	ガラス施工(1級)																	○											
	287	ガラス施工(2級)※																	△											
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)																	○											
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工(2級)※																	△											
	189	建築塗装・建築塗装工(1級)																	○											
	289	建築塗装・建築塗装工(2級)※																	△											
	190	金属塗装・金属塗装工(1級)																	○											
	290	金属塗装・金属塗装工(2級)※																	△											
	191	噴霧塗装(1級)																	○											
	291	噴霧塗装(2級)※																	△											
	167	路面標示施工																	○											
	192	畳製作・畳工(1級)																			○									
	292	畳製作・畳工(2級)※																			△									
	193	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級)																			○									
	293	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(2級)※																			△									
	194	熱絶縁施工(1級)																						○						
	294	熱絶縁施工(2級)※																						△						
	195	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)																											○	
	295	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級)※																											△	
	196	造園(1級)																								○				
	296	造園(2級)※																								△				
	197	防水施工(1級)																												
	297	防水施工(2級)※																			○									
	198	さく井(1級)																											○	
	298	さく井(2級)※																											△	

職業能力
開発促進法